

女性に対する暴力をなくすための啓発小委員会の活動について（案）

- 活動期間：2011年3月～1年程度
- 活動時期：次回6月頃、10月頃、1月頃
- メンバー：企画委員と連携会議構成団体議員（添付資料）
委員長・副委員長は企画委員より選出。内閣府が事務局
- 活動内容：
 - ・女性等に対する暴力撲滅に向けての推進施策の周知
 - ・各団体の取り組みの奨励と実績報告等

（具体的にお願したい事項）

- ①「女性に対する暴力をなくす運動」への協力
 - ※毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）に実施
 - 内閣府が作成する啓発用ポスターの掲示、リーフレットの設置
 - シンポジウムやイベント等でのリーフレット等の配布
 - HP、機関誌等での告知
（運動の趣旨、都道府県等のシンポジウム・講演会等の開催案内など）
 - その他（パープルライトアップ、パープルリボンの作成・着用など）
- ②予防啓発の実施・協力
 - 内閣府が開催予定の指導者研修への参加
 - ※23年度において全国で4～5回程度実施予定
 - 各団体が実施する指導者研修等における予防啓発講座の実施（最低90分必要）
 - ※内閣府と共同で開催することにより、内閣府が講師を派遣
（注）講師の都合により派遣できないこともあることに留意する必要。また、日程調整のため、開催の2か月前に要相談
- ③その他
 - パンフ「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて」の通年配布
 - 内閣府が作成する人身取引ポスターの掲示
 - ※次回は24年4月配布
 - 「DV相談ナビ」の周知広報
 - ※内閣府が作成している周知カードを提供することが可能